

# 保留地抽選参加心得書

土岐市妻木南部土地区画整理組合

第1条 抽選参加者は、この心得書及び土岐市妻木南部土地区画整理組合保留地処分規程を厳守しなければならない。

第2条 抽選参加者は、指定期日までに抽選参加申込書に希望する保留地を記載し、抽選申込保証金として金30万円を添えて提出し、抽選指定書の交付を受けなければならない。

第3条 抽選参加者は、抽選日の当日、抽選指定書を提示の上参加しなければならない。

第4条 代理人により抽選参加をしようとするときは、あらかじめ委任状を組合に提出しなければならない。

第5条 抽選は、抽選場所において公開で行う。

2 抽選は、一画地ごとに行い当選者及び補欠者を選出する。

3 抽選の場所に出席する者で、秩序の維持に支障があると認めた者には、退場を求めることがある。

第6条 当選者が、次のような場合は補欠者をもって当選者とする。

- 一 当選が無効となったとき。
- 二 当選者が契約を締結しないとき。
- 三 契約を解除したとき。

第7条 当選者が決定したときは、直ちに売却決定通知書を交付する。

第8条 売却決定通知書を受けた者（以下「買受人」という。）は、売却決定した日から7日以内に、所定の売買契約書により売買契約を締結し、契約締結と同時に保留地売買代金の10/100に相当する金額を契約保証金として納入するものとする。

2 抽選保証金は、当選者には契約保証金に充当し、当選者以外の者には直ちにこれを返還する。

第9条 買受人は、売買契約締結の日から30日以内に売買代金の全額を納入するものとする。

2 契約保証金は、売買代金に繰り入れるものとする。

第10条 買受人が、指定期日までに売買代金を納入しないときは、契約保証金の還付を求めることができない。

第11条 買受人が売買代金を完納したときは、当該土地を引き渡すものとする。

2 前項によって土地を引き渡したときは、買受人はその土地を使用し、または収益することができる。

第12条 登記申請の時までの間において、売買土地の地積に変更があったときは、その増減地積に対して、売買契約単価によって精算するものとする。

第13条 売買土地の所有権移転の登記は、本組合の換地処分に伴う登記が完了した後に行う。

2 前項の登記に要する諸費用は買受人もしくは譲受人の負担とする。

第14条 次の各号の1に該当すると認める者（代理者を含む。）には、この抽選または以後の抽選に参加することができない。

- 一 他人の抽選参加を妨害した者。
- 二 抽選にあたり、その秩序を乱し退場を求められた者。
- 三 この抽選参加心得書及び本組合の保留地処分規程に基づく指示に従わない者。
- 四 買受人となり売買契約を締結しない者。
- 五 売買契約を忠実に履行しない者及びその履行を妨害した者。
- 六 その他抽選または本組合の事業に不都合の行為のあった者。

第15条 前各号に定めるもののほか、この抽選にあたり抽選参加心得書各条の解釈及び明記のない事項で疑義があるときは、本組合の保留地処分規程に基づき指示する。

保留地買受申込の際には、「反社会勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」を提出しなければならない。